平成２６年（フ）第４６０号
名古屋市中川区百船町20番11号　宝黄金ハイツ605号
債務者　神吉美裕記
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０３号
名古屋市北区東水切町３丁目40番地の５ラ・カーサ大曽根205号
債務者　酒井　　敦
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９号
三重県名張市すずらん台東５番町17番地
債務者　小林　孝男
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５５号
三重県三重郡川越町大字豊田326番地１　メゾン・ド・ルミエールＢ棟201、住民票上の住所三重県四日市市山分町612番地１
債務者　川村　正之
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
大津市稲津１丁目12番18号
債務者　スポーツヤマウチこと　山内　浩典
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４号
大津市仰木の里東８丁目11番32―１Ｅ号、前住所大津市下阪本５丁目３番34号、前々住所大津市今堅田３丁目12番45―1305号
債務者　大原　　岳（旧姓小竹）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
滋賀県高島市安曇川町四津川752番地２
債務者　梅村　博志
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
滋賀県野洲市小篠原822番地１　アメニティー野洲202号
債務者　谷川　貴栄
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１１号
広島県東広島市八本松町飯田799番地２　レジデンスＫ101号
債務者　光岡　隆弘
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２７号
広島市西区己斐西町36番17号
債務者　間瀬　千尋
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
愛媛県松山市山西町550番地の４
債務者　小島　省司
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
愛媛県新居浜市中西町11番12号、前住所北海道札幌市白石区北郷三条６丁目３番20号　サンモリッツＥ―１号
債務者　丹下　　大
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦222番地７
債務者　中上　秀子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第１１７号
宮崎市青葉町132番地　コートハウス青葉406号
債務者　川越一二三
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目25番３号　栄ビル106号
債務者　瀬川　　豊
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市緑ケ丘町34番６号
債務者　榎元　里美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５号
高知県高岡郡中土佐町久礼6079番地２
債務者　有澤　和雄
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
高知地方裁判所須崎支部